

「各種事務事業の取扱い」(その6)

12 福祉・保健・医療分科会(介護認定を要しない高齢者福祉施策)

ページ	事務事業 コード	各種事務事業	分類	調整方針案
58	030311-4	在宅高齢者等外出支援事業	当分の間現行どおり	合併年度とそれに続く2か年度は現行どおりとする。なお、それ以後は高齢者保健福祉計画の中で検討する。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 6月30日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
1 2 福祉・保健・医療	0 3 高齢者福祉	0 3 介護・日常生活の援助	1 1 - 4	在宅高齢者等外出支援事業
長岡市	中之島町	越路町		
なし	なし	なし		
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	<p>(1) 目的 一般の交通機関を利用した外出が困難な在宅高齢者を対象に、在宅福祉サービス提供施設や医療機関への通所・通院の際に移送サービス事業を行うことにより、高齢者が住み慣れた地域で引き続き生活していくことを支援するもの。</p> <p>(2) 対象者 在宅要介護者、在宅要支援者、在宅要援護者</p> <p>(3) 支援方法 対象者一人につき、500円のタクシー利用券を年間30枚交付する。</p> <p>(4) 平成15年度実績(平成16年度予定) 利用者123人(140人) 決算1,185千円(予算 2,100千円)</p> <p>(5) 事業費負担 県3/4 町1/4</p>	<p>・小国町のみで実施している事業である。(平成15年度から開始)</p> <p>・新市で統一して行うには、財政的に困難である。</p> <p>・事業内容(対象者の範囲や経済的な要件等)や効果について検討する必要がある。</p>	<p>合併年度とそれに続く2か年度は現行どおりとする。なお、それ以後は高齢者保健福祉計画の中で検討する。</p>